

事務事業	113	みどりの保全					
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち					
大項目	04	うるおいのあるみどりのまちづくり					
施策	01	みどりと水の豊かなまちづくり					
事業内容							
目的	既存の貴重な樹木や樹林を保全し、良質な景観と文化や歴史の薫るまちを実現することを目的とします。						
対象・手段	対象：区内の樹木・樹林等 手段：区内にある大木や樹林を保護樹木等に指定し、これらの貴重な樹木を保護します。また、建替えなどによって不要となった樹木をグリーンバンクで預かり、必要な区民に提供します。						
成果(事業が意図する成果)							
区内にある貴重な大木や樹林が保護、保全されることにより、歴史や文化が薫るみどり豊かな都市が実現します。							
事業成果指標							
指標名	定義	目標水準					
保護樹木の指定本数	当該年度末における保護樹木の指定本数	(平成19年度に (1,250本)の水準達成)					
グリーンバンクの利用件数	グリーンバンクにおける樹木の引取及び提供の合計件数	(平成19年度に (140件)の水準達成)					
		()年度に ()の水準達成					
成果の達成状況							
	単位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備考	
事業成果指標	目標値1	本	1,250.00	1,250.00	1,250.00	1,250.00	保護樹木に指定する本数に対して、解除される本数の方が多いため全体の本数は横這いまたは減少の傾向にあります。
	実績1	本	1,025.00	1,030.00	1,021.00	1,014.00	
	= /	%	82.00	82.40	81.68	81.12	
	目標値2	件	140.00	140.00	140.00	140.00	
	実績2	件	66.00	80.00	85.00	108.00	
	= /	%	47.14	57.14	60.71	77.14	
	目標値3		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績3		0.00	0.00	0.00	0.00	
	= /	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	保護樹木等の指定状況：樹木 = 1,021本(263件) 樹林 = 92,169㎡(38件) 生垣 = 1,315m(49件) グリーンバンク事業の実施：引取1件、提供4件						
平成18年度	保護樹木等の指定状況：樹木 = 1,012本(264件) 樹林 = 90,618㎡(39件) 生垣 = 1,231m(45件) グリーンバンク事業の実施：引取10件、提供13件						

部名称		環境土木部		課名称		道とみどりの課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費	千円	7,021	7,083	7,208	7,709	
	人件費	千円	10,006	10,006	10,006	9,936	
	事務費	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等	千円	0	0	0	0	
	総計 = + + +	千円	17,027	17,089	17,214	17,645	
	受益者負担	千円	0	0	0	0	
	純計 = -	千円	17,027	17,089	17,214	17,645	
	受益者負担率 /	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源 = -	千円	17,027	17,089	17,214	17,645	
	特定財源		0	0	0	0	
	一般財源投入率 /	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	1.20	1.20	1.20	1.20	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
<p>近年、民有地の貴重な樹木や樹林は減少しています。これは、維持管理の負担が大きいこと、また相続や開発に伴う樹木の伐採を法令等で規制できないためです。保護樹木制度では、既存の樹木を保護指定し、所有者に対して管理費の一部を助成することで、樹木等の保全をお願いしていますが、相続や建築行為が発生すれば保護樹木であっても指定解除せざるを得ない状況にあります。</p>							
評価基準に基づく評価と理由 「3.2.1」の3段階評価です。	達成度	2	保護樹木等の新規指定は増えていますが、解除件数も増えており、全体としての保護樹木指定件数は横這いまたは減少しています。				
	効率性	2	区で民有地の樹木を保存することは容易ではありません。保護樹木制度やグリーンバンク制度は、ほぼ効率的な方策といえます。				
	実施の成果	3	保護指定によって建築行為が残る事例もあり、既存樹を守る方策として効果があります。また、グリーンバンクの利用件数は少ないのが現状です。				
	行政の関与	3	区内のみどりの過半は民有地にあり、保全するために、区が民間所有の樹木等を保護樹木として支援を行うことは妥当です。特に18年度からは区が貴重な樹木の剪定等を行う新たな支援を開始しました。				
	妥当性	2	所有者の負担を軽減するため助成を行うことは妥当です。				
	施策寄与度	3	民有地のみどりは、建築行為によって減っており、このような状況下で、保護樹木制度やグリーンバンク制度は既存樹木を保護、保全するための有効な方策です。				
総合評価	保護樹木事業は、約1,000本の樹木と約9.1haの樹林を保護樹木等として指定することにより、維持管理の支援を行うとともに、一定の規制を課すことによって、これらの樹木の保全を図っています。大きな樹木や樹林の所有者が樹木を保持していくことは、経済的にも精神的にも負担となる場合がありますが、保護樹木制度は維持管理を支援することによってこうした負担の軽減に効果があります。平成18年度は、区が所有者に代わって巨木等の貴重な樹木の剪定等を行う新たな支援を開始すると共に、昨年度より4本多い11本の樹木を新たに保護指定しました。相続等の理由から20本の樹木を指定解除がりましたが、結果として前年度から9本の減少にとどめることができました。						B 過年度評価 17年度 D 16年度 B 15年度 14年度
	改革方針	貴重な巨木等については区が直接維持管理を実施する等支援策を充実させていきます。地区計画等の制度により、地域でみどりの保全協定地区を指定していきます。グリーンバンクで需要の多い高木も引き取れる場所の確保を進めます。					